

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年8月2日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 5階記者会見室
- 対応：山中委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから8月2日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

はい、アキヨシさん。

○記者 中国新聞のアキヨシといます。よろしくお願いします。

本日、中国電力が山口県上関町に計画している原子力発電所建設予定地において、中間貯蔵施設の可能性の調査を町に提案したというところで、非常に重要な出来事かと思うんですけども、これに対する委員長の受け止めをまず教えてください。

○山中委員長 中国電力が中間貯蔵の施設を上関に設置するというこの件について、報道で承知をしております。中間貯蔵の施設につきましては、これまでも中間貯蔵専用の施設、例えば青森県にありますリサイクル燃料備蓄センター、これについての審査の経験もございますし、リスクの大きな施設ではございませんので、データさえそろって申請が出てくれば、審査は我々することは可能かなというふうに思っております。

○記者 もう二点ほど重ねてお聞きしたいんですけども、一つは、今回の計画は関西電力さんとの共同ということで、一つ特色かと思うんですけども、関西電力も非常に使用済核燃料の搬出、厳しい状況ですが、こうした諸課題の解決にはつながるものであるというふうに受け止めていらっしゃるかどうか、共同で提出されている特殊性というところも含めて、もちろん前例はあると思うんですけども、その辺りの受け止めを教えてください。

○山中委員長 中間貯蔵の施設を中国電力と関西電力とが共同で設置するという点については、民間の事業でございますので、私ども規制当局が何か判断することではございませんけれども、使用済燃料の貯蔵についてはきちっと管理をしていただくといい、それぞれの事業者それぞれにそれを求めているわけでございまして、乾式貯蔵については、

よりプールに貯蔵するよりも好ましい貯蔵法であるというのは、これまでも規制当局として意見を申し上げてきたところでございますので、これについては、民間事業としてきっちりと使用済燃料の貯蔵をしっかりとやっていただきたいというところでございます。

○記者 ありがとうございます。

最後に、今回の施設、発電所の計画地につくるということで、これまでも発電所のほうに後から貯蔵施設をつくるというケースはあるかと思うんですけども、この辺りというのは、規制当局側としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○山中委員長 上関につきましては手続上、まだ発電用原子炉の審査中というところがございます。ただ、この点についての審査については、まだ全くの白紙の状態でございますし、中国電力からまだ審査についての意見等、聞いたこともございませんので、これは全く白紙ということでございます。あくまでも今日の報道を理解する限りにおいては、中間貯蔵の施設を建設、そこに建設をされるという、そういう理解を私、しております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

はい、ヨシノさん。

○記者 すみません、テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願いします。

処理水の放出というのが、福島第一原子力発電所の処理水の希釈海洋放出が夏にもとということで近づいているとは思われるんですけども、この放出があった場合、委員長はどのような、例えば待機であるとか、警戒であるとか、どのような体制で臨まれるのか、今分かっていることがありましたら教えていただけませんかでしょうか。

○山中委員長 これまでも申し上げておりますけれども、基準に沿った処理水の放出がなされる限り、人や環境に影響があるものであるとは考えておりません。もし放出が行われた場合には、当然のことながら、地域の事務所にきちっと立ち会っていただく等の対応はさせていただくつもりにしております。私自身、何かその日に合わせて待機をするといったようなことは考えておりません。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

はい、ウエムラさん。

○記者 共同通信のウエムラと申します。

東京電力柏崎刈羽原発の追加検査の関係で伺います。

7月中に仕組みを整えるということで、7月末の柏崎刈羽所長の会見でも、仕組みを構築し、さらなる改善を進めながら有効性評価を行っているなどというふうな公表がなされています。この後、臨時会合で報告があるかと思えますけれども、東京電力の取組について、現時点で何かお考えはありますでしょうか。

○山中委員長 はい。柏崎刈羽の追加検査、現状についての報告というのは、本日の臨時会合で受けることになっております。現時点で私把握している限りで、何か四つの項目で大きく進展があったとか、何か不備があったということは報告は受けておりません。その上で、東京電力の柏崎刈羽原子力発電所の所長がプレス発表の中で、四つの項目についての仕組みについては整ったという、そういう御発表をされたというのは承知をしております。その上で、特に規制庁に対して、四つの項目と、こういう項目について追加検査を開始してほしいという依頼があったという報告も受けておりませんので、まだ報道で知る限りのこと、仕組みが整ったという限りの理解でおります。

○記者 分かりました。

それともう一点、今後委員長御自身が柏崎刈羽原発の御視察に行かれるというふうな御意向を示されてらっしゃいましたけれども、現時点でもそのお考えは変わりありませんでしょうか。

○山中委員長 はい。これも追加検査の状況を見ながらということになるかと思いますし、委員会として最終判断をする前には、やはり私、自分自身の目で現場に行って確認をしたいというふうに思っております。今年の1月に行った状況とどういうふうに変化をしているのかというのを、やはりきちっと私の目で確かめたいというところでございます。

○記者 分かりました。

それと、話題がかわってもう一点なんですが、今週の月曜日ですね。福井県の集中クリアランス事業に関して、初めての意見交換会合が開かれたと思います。福井県としても実現可能性を検討している段階だということなんですけれども、委員長御自身として、この事業の技術的な制度上の実現可能性について何かお考えはありますでしょうか。

○山中委員長 まず1点、この前の意見交換の場で報告されたのは、この事業が現行法に基づいてなされる事業であるということは、確認ができたというふうに理解しております。その上で、混合希釈についての考え方、この辺りについては、まだ技術的にきっちりと

論点を整理して聞かなければならないというふうに思っておりますし、技術的な論点を聞いた上で、委員会でも何らかの意見交換の進め方を議論をする必要があろうかなというふうに思っております。まだ1回お聞きしただけのところでございますので、技術的にはまだ論点はあるかなというふうに思いますし、新しい技術的な論点が出て、法的な何か議論もしないといけない点が出てくるかもしれません。現行では、この事業というのは現行法に基づいた事業であるという、そういう理解でおります。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

はい、フクチさん。

○記者 朝日新聞のフクチと申します。

先ほどの質問に関連して柏崎の部分なんですけども、委員長御自身、最終判断をする前に現場に行って確認したいというのは、これは追加検査のフェーズといたしますか、追加検査の区分変更の最終判断の前にとという意味なのか、それとも前からおっしゃっているような適格性の判断にあたってという意味なのか、どちらの位置づけでしょうか。

○山中委員長 核物質防護の追加検査の最終判断という、そういう意味合いでございます。現場に行って確認をしたいというところは、そういう点でございます。

○記者 以前、これは適格性の話のときに現場調査という言葉だったと記憶していますが、そういうのを委員長自ら行きたいと言ったと思うんですが、あれとは別ということなんでしょうか。

○山中委員長 適格性の判断、これら七つの約束についてこれから改めて検査に入ることになるかと思えますけれども、この点についてやはり現場を見ておく必要があるという、あるいは現場の職員の意識とか、あるいは意見を聞いておく必要があるというふうな判断をした場合には、やはり同じ日になるかどうか分かりませんが、現場に入るとすることも考えないといけないかも分かりません。この点については、検査の結果を受けて、それ次第というところかなというふうに今のところ考えています。

○記者 ありがとうございます。そうすると整理すると、その追加検査の一部としていくのか、またこの間決定されました適格性の再確認、過去の判断を維持できるかというところの意味でいくという、二つあり得ると思うんですけど、両方あり得るということなんでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、核物質防護の追加検査の内容の確認については、現地にきっちり行って、1月の状況との変化というのを確かめたいというふうに思っています。その上で、適格性についての検査の中で、やはり現場を見ておく必要があるというふうに私自身判断した場合には、あるいは他の委員も含めて現地に入る可能性はございます。

○記者 分かりました。

そうすると、これは両者というか、追加検査と適格性の再確認ですけれども、その追加検査を終了するという判断、あともう一つ適格性があるなしの再確認、維持するかないかの判断、この両方というのは、時期的には同じ時期に大体判断を出したいという意味なんですかね。

○山中委員長 今のところ、その時期をいつにとというのはなかなか、その追加検査の状況次第というところもございますけれども、最終的に判断をするときに、適格性についても、何らかの委員会としては判断をする必要があろうかというふうに私自身も考えておりますし、委員もそういう御意見だったので、時期はずれないと思います。

○記者 分かりました。

別件ですけれども、先ほども、これも質問で出ていた上関の中間貯蔵施設の話ですけれども、リスクの大きな施設ではないので、データさえそろっていれば審査をすることは可能かなという発言のところの確認なんですが、リスクの大きな施設ではないというところ、もう少し補足いただくと、どういった意味でのリスクが大きいわけではないという理解でしょうか。

○山中委員長 これまで審査の実績というのは非常にたくさんございますし、恐らく御承知だとは思いますが、伊方あるいは玄海、それから単独の施設でいいまして、青森の陸奥の施設もございます。いわゆる堅牢なキャスクに使用済燃料を入れて、乾式、いわゆる湿式ではなくて乾式で貯蔵するという、そういう施設でございますので、大きなリスクはないというふうに思っております。プールに貯蔵するよりも、むしろリスクが少なくなる可能性があるというふうに思っております。審査の実績もございますので、データさえそろっておりますれば、審査を進めることは可能かなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。これも確認で、くどくて恐縮なんですけど、その燃料のリスクが少ないというところ、プールに冷やしているような高温の使用済燃料ではなくて、もう十分に冷え切っている燃料だからリスクは小さいという、そういう意味ですかね。

○山中委員長 十分冷え切っている燃料であるとともに、非常に堅牢なキャスクの中に貯蔵されているという意味で、リスクは少ないというふうに解釈をしていただいてもいいかと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

はい、マサノさん。

○記者 フリーランス、マサノです。よろしくお願いします。

今委員長が答えられた件で、冷えて堅牢な乾式の貯蔵施設になる、中間貯蔵施設になるということまでは、もう何か、事業者のほうから話を聞いていらっしゃるのでしょうか。

○山中委員長 いいえ、報道で知る限りの知識しかございません。中間貯蔵ということでは想像するということがございます。どういうキャスクになるのか、どういう施設になるのかというのは、詳細聞いておりませんし、報道ベースで知っている限りのことでございます。

○記者 なるほど。そうすると、そのリスクが大きくないというのは、あくまで乾式貯蔵であった場合ということ。

○山中委員長 そうですね。中間貯蔵が通常の乾式貯蔵であった場合ということでございます。すみません。

○記者 分かりました。確認でした。

今日の議題2に関して伺いたいんですけれども、特定帰還居住区域について、個人線量、住民の個人の被ばく線量に着目することを基本とするという考え方が示されましたけれども、これは以前、平成25年、今日の資料にもありますけど、11月20日に原子力規制委員会の考え方として、個人線量を、個人個人が線量計を持って個人線量を測定することが前提になっていると思うのですが、人々が暮らす場合に個人線量計を持ち歩くということを前提として生きるということはどうなんですか。そういう帰還の許し方でよろしいのでしょうか。

○山中委員長 これは、本当に戻りたいという方がおられたときに戻っていただく、これが基本だろうというふうに思います。ただ、やはり個人個人の線量を測っていただきながら暮らしていただくということがまず必要かなというふうに思っておりますし、これは、本来ならば普通の生活を取り戻していただくというのが理想だろうと思うんですけ

れども、まずは個人の線量を管理していただいた上でというのが一つの条件として入ってくる、これについては申し訳ないですけど、やむを得ないところかなというふうに思っております。

○記者 復興するという国の政策に従って、そういった考え方を成り立たせようとしているようにしか思えませんで、例えば今日の資料でも、長期目標として追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目指すということで、現状、炉規法で原発事業者に求めている年間1ミリシーベルト以上は公衆に被ばくさせないということとは、やはりダブルスタンダードになってしまっていて、事故から12年がたった今も、まだダブルスタンダードを許すこと、その許す範囲をどんどん拡大していることになると思うんですけども、それでよろしいのでしょうか、規制庁としては。規制委員会としては。

○山中委員長 これはだから、個人の生活をどういうふうに考えるかというところかと思えますけれども、規制当局としては、追加線量1ミリシーベルトを守っていただくということと、個人の線量管理をきちっとしていただくということ、これは必ずしも矛盾していることだというふうには思っていない。

○記者 その点に関して、もう一点だけすみません。以前、伊達市がやはり個人線量計を持ってもらって、そのデータを住民たちの同意を得ずに宮崎、そして早野先生が入手したことによって、しかも市民の方からは、全然個人線量計を持ち歩いていなかったというようなこともあって、結局、早野宮崎論文は撤回させられたということで、個人線量計で追加被ばく線量を管理するということをよしとする根拠論文がなくなってしまうという事件がありましたけれども、これについては、委員長はどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 個人情報管理の問題というのがやはり根本にあったのかなというふうに思います。その点については、もうこれはきちっと個人情報を管理した上で評価をしないといけないことであるというふうに思っています。

その問題と帰還の問題というのは別の問題というふうに私自身は考えています。戻っていただきたいという希望のある方には戻っていただきたいというふうに思っておりますし、その上で規制当局として、どういう線量管理をしたらいいのかということについて、先生方はいろいろ意見を言われたというふうに思っていますし、それが取り入れられているというふうに思っています。

○記者 長くなるので、ちょっと次のことについて聞かせてください。

月曜日の福井県のクリアランス集中処理事業に関してなんですけれども、先日6月21

日の規制委員会のほうで示された規制庁の考え方としては、溶融処理した後にクリアランスレベルを超える放射性物質が生じた場合にはというような表現もあって、クリアランス推定物が実はクリアランスレベルを超えていることを前提とした考え方がちょっと示されていたことと、今週月曜日の福井県のペーパーの中にも、将来、放射性廃棄物が返還される場合にはということで、その企業連合体はやはり溶融して、インゴット、金属を取り出すとは別に、このスラグが放射性廃棄物となる可能性も示されていましたので、そもそも法律に遵守した手続、あるいはプロセスになるのだろうかという懸念が早くも見えたと思うのですが、委員長としてはどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 少なくとも現行法令に基づいた事業を行いますという、この宣言はされていたと思います。その上で、万が一クリアランスできない廃棄物が生じた場合には事業者に戻すと。事業者は廃棄物が返還されるわけですから、廃棄物の事業許可を取る必要があるという、そこまでは月曜日に議論をされた。ただ、混合希釈について詳しく技術的に論議されたわけではありませんし、どういう推定物がこの事業体に持ち込まれて、どういうふうに混合されて希釈される可能性があるのかという、この点についても、これから技術的に議論をしていかないといけない重要な点かなというふうに思っておりますし、指摘をいただいたような懸念がもし我々も生じた場合には、それはもう技術的にきちっと詰めて、法律に基づいた事業にしていだかないといけないというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

引き続きまして、すみません。先日この場で聞かせていただいた試験片の再生に関してなんですけれども、今日、規制企画課のほうからお答えいただきまして、恐らく山中委員長もお話を聞いていると思うんですけれども、JEAC4201でシャルピー試験用に母材と溶接金属と熱影響部の三つを試験しなくてはいけないという前提があって、先日の5月の参議院の中では、委員長は国のプロジェクトで試験が行われたということでお答えになったので、でも実際には、その熱影響部と溶接金属については試験はされていないということについて御確認いただいた結果、やはり母材はしていますと。溶接金属もしましたと。ところが、説明を今日聞いているうちに、要は、溶接金属はやはり小さいので、この溶接金属にもう一度溶接をすることによって大きくするというので、材料に何か悪さが、作用が起きるかどうかということの確認は、試験はしたけれども、やはり小さいので、一度割ってしまうと溶接金属については再生できないということをはっきりおっしゃったので、結局、溶接金属は再生できない、熱影響部についても試験すらし

ていないということが分かったんですが、これについての委員長の御見解をお願いします。すみません。

- 山中委員長 これは確認をいたしました。国のプロジェクトで試験をしたのは、母材と溶接金属部、これについては、再生試験片が作成可能であって試験可能であるというの  
は確認をいたしました。

この二つについて再生試験片ができれば十分であるというふうな解釈をしておりますけども、熱影響部については、民間事業者のほうで、再生方法についてはきちっと検討しているようで、これについては民間規格を提出するというふうには聞いておりますので、これは審査の中で技術評価をした上で使っていくことになろうかというふうに思っています。

ということで、マサノさんの理解をされている溶接金属については再生できないのではないかというのは、私自身は間違いだというふうに思っています。母材と溶接金属については再生試験片が作成可能である。ただし、溶接部が非常に小さい溶接部の場合には、溶接部が小さいですから、通常センチメートルオーダーの溶接部がある場合には再生できるんですけど、非常に小さい場合には再生が難しいというのは本当ですけども、国プロでやった溶接部の試験については、十分再生が可能であるということは確認ができていますので、この母材と溶接部については再生可能であるということについては、きちっとお答えできるかなというふうに思っています。

寸法等で、どれぐらいのものがどうできるんだとか、あるいは熱影響部はどう考えるんだということについては、できれば後ほど事務局から、専門の者から詳細に聞いていただければ、はっきり分かると思いますし、私と多分食い違いはないと思いますので、この点は確認を後ほどしてください。

- 記者 はい、するんですけれども、あくまで再生できるかどうかという試験の意味合いとしては、その溶接部については、再生するというのは、溶接でちっちゃいものをくっつけるということで、熱を加えないといけない。熱を加えると、試験対象の材料を変えちゃうといけない。なので、接続部分が悪さしないですよということを確認したくてやった試験なんだというふうにおっしゃっていました。ただ、実際には原子炉から取り出してやるときは、パカッとやっちゃったらもはや再生できないんですよ。1回使っちゃうと、もう再生不能ですと、溶接部のことはしっかりと説明していただきましたので。
- 司会 すみません、マサノさん、御質問は簡潔にお願いします。
- 記者 はい。ですので、私も確認させていただきますが、溶接部は。

○山中委員長 これ、図を書いて説明を、多分図を持ってくると思うんですけど、これは溶接部って2センチぐらい幅のあるもので、そこを真ん中で割って、割れたところ以外の部分を母材と全く同じ組成の金属を溶接して、溶接部だけまた試験ができるような、そういう試験片を再生するという、そういう方法をとりますので、ちっちゃくて試験ができないとかという、そういうことはないかと思います。これは詳細説明、後ほど聞いてください。それで理解できるはずです。口で言うとなかなか分かりづらいんですけど、図で見ていただくと分かると思います。

○記者 はい。ちょっと私の聞いた説明とは違うんですが、はい。取りあえずありがとうございました。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

はい、タシマさん。

○記者 共同通信のタシマと申します。よろしくお願ひいたします。

上関町の、中国電力が計画している中間貯蔵施設の件でちょっとお伺いしたいことがあります。先ほどの中国新聞さんの御質問に対して、民間の事業なので規制当局から何か判断をするものではないというお答えをされていらっしたんですけども、乾式の貯蔵設備を持っていない中国電力さんと関西電力さんが乾式の貯蔵設備をつくると、これに対してはどのように受け止めていらっしますか。

○山中委員長 他の電力で、サイトの中に乾式貯蔵の施設をつくるときに、サイト全体の使用済燃料のマネジメントをどうされますかということについては、きちっと審査の中で見ております。したがって、今回は共同で申請をされるということで、両社の使用済燃料の管理、どのようにされますかということについては審査の中で見ていくことになるかと思ひます。

○記者 総合的に、輸送ルートとかそういったものも含めて審査の中で見ていくというようなイメージでしょうか。

○山中委員長 恐らく輸送についてどういうふうな審査をするかというのは、私、今、把握しておりませんが、トータルとしての使用済燃料の管理、これは社としてどういう管理をしていくのかということについては、改めて審査の中で確認をしていくことになるかと思ひます。

○記者 分かりました。

一方で、乾式設備をつくれば、プールに保存、保管するよりもリスクは低くなるとい

うことですが、このまま関西電力さんの原発が動き続けて島根の原発も動くということになれば、単純に乾式か湿式か、貯蔵の方式は違うとはいえ、使用済燃料がどんどん増えていくということには変わりはないと思うんですけども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 当然、使用済燃料の貯蔵の方式として、プールあるいはピットに貯蔵するというのは、これは認められている手段でございます。その上で、サイト内に乾式の貯蔵施設をつくられるということについては、九州電力あるいは四国電力から提案をいただいて、それは許可をしているところでございます。この点についてはトータルの燃料のマネジメントをきちっとやっていただければ、私どもとしては審査の中でそれを見ていくということになろうかと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—